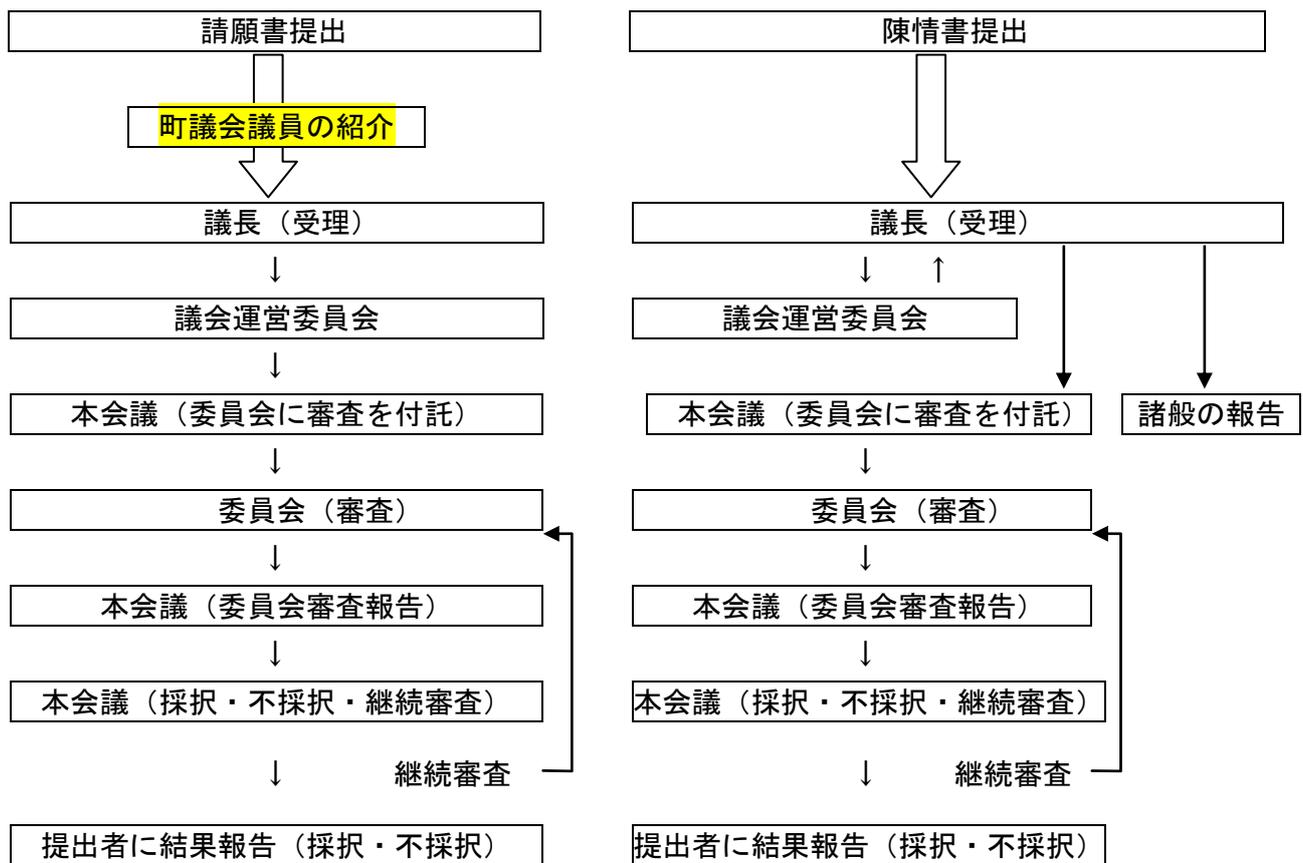


2 請願書・陳情書の処理の流れ



- (1) 請願書・陳情書が提出され本会議において、所管の委員会へ付託します。
※陳情書は、議会運営委員会の協議を経て、諸般の報告となる場合があります。
諸般の報告となった陳情書は、本会議において全議員に配付します。
- (2) 委員会において審査をします。結論が出ない場合は、次の定例会まで継続審査となることもあります。陳情書は、必要に応じて参考人（陳情者本人等）に出席を求め、意見を聴くことがあります。
- (3) 本会議において、審査結果を委員長が報告します。
- (4) 委員長報告に対する質疑・討論・採決（採択・不採択）を行います。
- (5) 採択の場合は、執行機関へ送付し、その処理の経過及び結果報告を求めます。
- (6) 審査結果については、採択・不採択に係わらず請願の代表者に通知をします。
（諸般の報告となった陳情については、文書での通知はありません。）